

第3回奈良市子ども・子育て会議認可・運営基準検討部会の概要	
開催日時	平成26年7月4日(金) 午後2時30分～午後4時30分
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第21会議室
議 題	1. 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(認可基準)について 2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(認可基準)について 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について 4. その他
出席者	出席委員5人(欠席委員なし)・事務局14人
開催形態	公開(傍聴者:1人)
担当課	子ども未来部子ども政策課
議事の内容	
1. 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(認可基準)について 事務局より、平成27年度以降の幼保連携型認定こども園の認可基準の考え方について、資料1を基に説明を行った。	
〔質疑・意見の要旨〕	
亀本委員	<p>学級編成、職員については、この部会でも保育の質を担保するためにも国の上限よりも基準を上げようとお願いをしていました。財源的な裏づけの問題であるのは分かるのですが、55人もの方が意見を連ねたことについては、これはやはり市民の声かなと考えておりますので、将来的には目指しますという表現を入れるべきではないかと思えます。</p> <p>私は本来2階または1階建にするべきだと思っておりましたが、現行の幼稚園・保育園の中には3階建も現に存在するという事も聞いておりましたので、やはり最低でも現行以下にしてほしいとお願いをしてきました。片方で職員基準は国の基準どおりということになれば、子どもを3人抱えて4階や5階から降りてくることができると思えますか。ましてや奈良市で考えた時に、4階5階といったような認定こども園が必要かどうか、将来予測を立てた場合に少子化ということも同時におっしゃっているわけなので、その辺りの整合性も含めて、もう一度再考していただきたいと切にお願いをしたいと思います。</p>
藤本委員	<p>3階建てというのは、私たち実務をやっている者にとっては想像が付きません。やはり場所が駅前だとかだと思のですが、どうしてもスペースがないということで、3階という感じもしますが、一番いいのは平屋です。そのために保育園では災害訓練等を毎月必ずやっています。</p> <p>食事の提供で、私のところは委託業者を入れているのですが、アレルギーの対処の仕方というのは、毎日業者と話し合いするぐらい大変です。それぐらいしていても問題が出ることもあるのです。それが外部搬入になる</p>

とさらに大変ではないかと思えます。食事をすぐに提供するのとは違い、外部から搬入してきて提供するまでの時間がどういうふうになるのか不安を感じています。できることならば自園で調理というのが理想ではないかなと思っております。

掘越委員 保育の質を高めるところで、財政面等含めてなかなかそこに到達できない状況にはあると思うのですが、ちゃんと目指しているという姿勢をある程度示された方が、より納得がいくのではないかと思います。

園舎のことについては、「基本的には」という形で3階以上になることにハードルを付けるような形で、何か文言を考えるという方法もあるのではないかと思います。もちろんこれから認定こども園等がどのくらい新しくできるかということによるのかもしれないのですが、慎重に対応しているということをもう少し示した方が納得感が上がるかなと思えます。

外部搬入がどういうものを指しているのか、なかなかわかりにくいところがあるのですが、現行のこども園で外部搬入をされているところだと、スチームを入れて温かいご飯を提供するというも行われていますので、そういう形での外部搬入であれば、問題はないのかなと思えます。

あと、私としては質問ですが、接続も考えたカリキュラムの策定というところで、カリキュラムは策定されている最中だとうかがっているのですが、その接続期のところもしっかりと入れてやっていただきたいと思っております。

西山委員 私もカリキュラムが一番気になりまして、ここをしっかりとやらないと、認定こども園をスタートしても保護者はこれを選ばないと思います。大事なことは二つありまして、カリキュラムの設定と建物の安全です。スロープ型避難というのは2階までが限界で、プラスして幼稚園は絶対に運動場が必要です。避難する面積が必要だというのが条件になっておりますので、3、4階の建物で、もし何かあった時のことを考えると非常に疑問を感じます。また、私たちの立場から言いますと、4歳5歳に関しましては、カリキュラムはとても大事です。0歳から5歳までをどうするか、しっかりとしたカリキュラムの策定をしていかないと、認定こども園の長期間にわたる経営は非常に難しいです。要するに、提供する方には一つの理念があっても、それを享受する方がまず否定してくるだろうと私は思います。ですから10年先はどうなっているのかということを見ると、カリキュラムがとても大事です。

それから30人学級とありますが、人数で限定した時に1人上回った時にどうするのだろうと経営側の立場から思います。それを決めると学級や保育室が足りなくなるという発想なのですが、教える方の立場からすると

そんなに変わらないので、一人の子どもによって部屋数が変わってしまうというので先生方は右往左往しているのです。そういうことは、我々の方から言うと避けて欲しいと思います。

事務局

人数のことにつきましては、公立幼稚園でも30人の学級のところで31人になりましても、クラスの状況であったり、年少の時に30人1クラスでやっていて、年長になり1人増えて31人になった場合に、15人と16人に割ってしまうよりは、発達段階から考えると、やはり31人で行った方がいいということであれば、そうした配慮もしておりますので、その辺りの表現については少し考えていけたらと思います。

二つ目は園舎のことですが、これから奈良市への定住促進や将来を考えた時に、どこに施設があるのかということが住む場所を選ぶ条件になってきますので、原則論を持ちながらも、将来的に状況が変わってまいりましたら、そうした時にも対応できるような余地を残しておくというのも一つではないかなと思っております。

部会長

全体的には皆さんのご意見は、書き方がマイナス思考ではなく、基準は厳し目に、でも他の事に対応できるというような、そして未来に向かって努力していくというような表現で書いていただきたいというのがそれぞれの項目におけるご意見ではないかと思いますが、具体的にこういう文言というものがもし今皆さんからありましたらどうぞ。

亀本委員

具体的には、例えば原則3階までとする。原則ということは例外もある、という考え方もできますが、原則と明記されることによって抑止が働くのではないかなと思っておりますので、せめて奈良市としてのスタンスは原則なんだということを示していただきたいなと思っております。

部会長

今の言葉は、会長としてもそう思っています。原則論を下げないというのが今日の会の総意ではないかと思っております。その上で、考えていただけたらと思います。学級の編成ですが、すぐにできないことは当然ありますし、少子化ですから学級編成に関してはかなりタイトに考えていかないといけないのですが、その辺のところも未来に向かってというイメージで打ち出した方が、このパブリックコメントにご回答いただいた皆さんに対して真摯になるのかなと思っております。

職員に関しても、難しい課題があるかと思っております。小規模等で免許・資格のあり方、子育て支援員とかいろんな形が出てくるので、人数だけの問題ではなくなってくる可能性も今後有り得ます。この辺のところも見通しを考えつつ書いておかないといけない部分に含まれますので、もう少し熟

考していただけたらと思います。

2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）について

事務局より、平成27年度以降の家庭的保育事業等の認可基準の考え方について、資料2を基に説明を行った。

〔質疑・意見の要旨〕

掘越委員 施設面のことで、望ましいものや、安全に関する点について何か書けないのかなと思いました。職員のことについては、基本は奈良市は保育士を職員とするということになっていると思うのですが、どの程度の研修を受けるのかということ、市民であれば知りたいと思うので、どこかにコメントとしてつくると良いかと思います。

もし可能であれば、山間地で連携施設がない場合でも、どこかにつながる場を確保しておくことは必要かと思うので、そういうこともご検討いただければと思います。

亀本委員 原則3階以下とすると、利便性を考えると参入できないではないか、という意見もあると想像するのですが、あくまで原則は同じにしないと、施設によっては小規模だからいい、というのは違うのではないかと思うので、どちらも原則は変えずに、後は運用面で柔軟に対応していくような書き方でいかがかと思いました。

家庭的保育事業のところは、奈良市としては、保育する人は保育士でなければいけないのと同時に複数配置なので、そういう意味では質とか安全も担保できるのかなと思います。ここは奈良市として頑張っておアピールされたらいいのではないかと感じました。

藤本委員 保育園の私たちの立場から言うと、確かにいい事業だと思いますが、保育園がこの事業に賛同して、私たちも協力していきたいと思うぐらいの、奈良市の補助的なものがあれば、他の園の皆さんにもお願いできると思います。私たちは奈良市の子どもたちのために協力することはやぶさかではありませんが、ある程度園として成り立っていくのに、奈良市の方も頑張って補助金を出していただきたいと思います。

事務局 設備基準のところ、原則2階、もしくは既存の所においては3階以下等々、多数のご意見をいただいている中で、幼保連携型と含めて今後親会議に向けて検討をさせていただきたいと考えております。

連携についてですが、連携施設の所で集団保育をする、また健診等をしていく等々の役割があります。物理的な距離の範囲内で、行き来が可能なところであれば良いのですが、そうでなければ行くだけでも大変になって

しまうので、こちらは検討させていただきたいと思います。

家庭的保育者については国の基準を上回る形で、保育士ということで評価をいただきありがとうございます。補助者に関しては、国の方で定められる現行の国庫補助で行っている研修内容については、今現在保育者も同じようにさせていただいているのですが、今後小規模保育または家庭的保育等に新規事業者が参入をされる時にも、国が定める必要な研修という形で実施させていただきたいと思っております。

3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について

事務局より、平成27年度以降の確認制度に基づく運営基準の考え方について、資料3を基に説明を行った。

〔質疑・意見の要旨〕

亀本委員 前に意見として出したように、過度の競争になった時に所得階層によってはそこを利用するのを辞めて他の保育所に移らなければならないということになってしまうと、それはいかがなことかと思うので、これに対する市の何らかの判断というものを提示すべき必要があると思いました。

事務局 質の向上等のコストというものにつきましては、公定価格によって公費で負担するか、施設で負担するかもしくは保護者が自己負担するという3つのパターンがありますが、低所得者の世帯が教育・保育を受けることが妨げることがないように、地域子ども・子育て支援事業の中に、実費徴収に係る補足給付という考え方がございます。

藤本委員 確かにいただいているところもありますが、決してそれが大変な負担をかけているというものは一切しておりませんし、そこは当然市の方からの監査等々の中でしっかり見ていただいていると思っておりますので、ご安心いただければと思います。

部会長 本日の認可・運営基準検討部会におきましては、それぞれパブリックコメントを実施して多数のご意見をいただき、委員の皆様のご意見もいただき、審議をしたわけです。今後は子ども・子育て会議へ報告し、承認が得られればこれが条例案になり、さらに市議会でも審議いただくという手続きになっていきます。事務局もかなり真摯に受け止めて検討いただいていると思っておりますが、親会議までに、もう一度今日の意見とパブリックコメントの意見を受け止めて原案を練っていただけたらと思います。

4. その他

事務局より、今後の予定について説明を行った。

<p>資 料</p>	<p>【資料1】「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）」に対する意見募集の結果について</p> <p>【資料2】「奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）」に対する意見募集の結果について</p> <p>【資料3】「奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子（案）」に対する意見募集の結果について</p>
------------	---